

【事業者向け】おたるプレミアム付商品券「よくある質問Q&A集」

1. おたるプレミアム付商品券について

Q：おたるプレミアム付商品券について、教えてください。

A：おたるプレミアム付商品券（以下、「プレミアム付商品券」といいます。）は、全ての取扱店で使用することができる「市内共通券」と本社・本店の登記が市内にある法人の店舗及び市内に在住する個人事業主の店舗で使用できる「地域応援券」の2種類がセットになっており、65,000冊を販売します。

Q：プレミアム付商品券には、市内共通券と地域応援券があるとのことですが、どのような違いがありますか？

A：プレミアム付商品券1冊に13枚が綴られています。そのうち6枚が市内共通券で7枚が地域応援券となっております。

取扱店のうち市内に本社・本店がある法人の店舗、市内に在住する個人事業主の店舗を「地域応援券取扱店」といい、市内共通券、地域応援券とも使用できます。「地域応援券取扱店」以外の取扱店では、市内共通券のみの使用となります。

Q：プレミアム付商品券はどこで使えますか？

A：取扱店として登録された店舗で使えます。各取扱店には、「地域応援券取扱店」であるか「市内共通券取扱店」であるかが、わかるようにステッカー・ポスターを掲示しております。

また、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」のホームページでも、ご確認いただけます。（<https://otaru-premium.com>）

Q：お釣りは出せますか？

A：お釣りは出さないでください。不足分は現金で清算するようにしてください。
(取扱店の皆様におかれましては、商品券の利用者にはお釣りは出さない旨をお伝えください。)

Q：プレミアム付商品券が冊子から外れてしまった場合は使用できますか？

A：使用することができます。

Q：プレミアム付商品券を冊子から切り離し、家族の方が使ってもいいですか？

A：家族の場合は可能です。

Q：使用期限までに使用できなかった商品券は換金できますか？

A：プレミアム付商品券の使用期間は、令和4年7月1日（金）から令和4年10月31日（月）までです。使用期間を過ぎてしまうとプレミアム付商品券を使うことができなくなります。
また、返金（払い戻し）をすることはできません。

Q：プレミアム付商品券を使用できないものはありますか。

- A：①不動産に関わる支払い（土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等）
②消費に当たらないものへの支払い（出資、有価証券の購入等）
③たばこの購入（小売定価以外の販売禁止）
④換金性があり、かつ、広域的に流通するものの購入（商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード、郵便ハガキ、切手、回数券、各種チケット類、印紙等）
⑤性風俗特殊営業やギャンブル等にかかる支払い
⑥公租公課の納付（国税、地方税又は使用料等）

⑦自治体の債権への支払い（水道料金、公立病院受診時の自己負担分、市の指定ごみ袋等）

⑧上記①～⑦のほか、実行委員会が不相当と認めるものの支払いには、ご利用できません。また、取扱店登録していない店舗でも使用できません。

Q:プレミアム付商品券で医療や介護の自己負担分の支払いに使用することはできますか？

A:プレミアム付商品券の使用対象とならないものとして、公立病院受診時の自己負担等、自治体の債権への支払いは出来ませんが、民間の医療や介護等の自己負担分には使用できます。

Q:プレミアム付商品券を商売や事業の支払いに使用できますか？

A:プレミアム付商品券事業の趣旨としては、幅広く市民の消費を喚起することを目的としていることから、ご商売・事業での支払いには使用できません。

Q:プレミアム付商品券が汚損・破損した場合は、どのような扱いになりますか？

A:次の条件を満たしていれば使用できます。

- ・通し番号が確認できるもの
- ・券面の面積が3分の2以上残っているもの

※詳しくは、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」(TEL24-1589)までご相談ください。

2. 取扱店の登録について

Q：取扱店の参加資格はなにかありますか？

A：小樽市内に店舗、事業所等を有する者で、市内店舗等に関り商品券を使用可能とすることができる方で、北海道が推奨する「北海道スタイル」安心宣言を実践する店舗であれば、取扱店参加資格があります。

Q：登録方法を教えてください。

A：取扱店登録申請書兼誓約書に必要事項を記入し、郵送またはFAXで申請してください。

〒047-8790 小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センタービルB1F
おたるプレミアム付商品券事務処理センター（（株）ニッセンレンエスコート小樽支店内）

Q：取扱店の募集期間は、いつからいつまでですか？

A：令和4年4月20日（水）から令和4年5月15日（日）までです（「取扱店一覧冊子」及びホームページに掲載します）。

なお、令和4年5月15日（日）までに申込みをされなかった場合、令和4年5月16日（月）以降も受け付けはしますが、ホームページのみの掲載となります。

Q：ニッセンレンエスコートの会員ではありませんが、取扱店になれますか？

A：取扱店参加資格があれば、登録可能です。

Q：当店は小樽市に隣接した市町村にあり、お客さんも小樽市の方が圧倒的に多いので、取扱店になれますか？

A：残念ながらなれません。小樽市内の事業所等のみが対象になります。

Q：プレミアム付商品券利用者限定のサービス提供を実施することは可能でしょうか？

A：可能です。（ぜひ、お願いします）

Q：取扱店の登録申込みする前に従業員がプレミアム付商品券を受け取ってしまいました。どうすればいいですか？

A：取扱店参加資格を有し、申込期間内であれば、早急に登録手続きをしてください。資格がない場合は、換金手続きはできません。至急、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」（TEL24-1589）まで、連絡してください。

Q：市内で複数店舗経営している場合は店舗ごとに登録するのですか？

A：お手数ですが、店舗ごとに登録申込みしてください。

Q：取扱店に登録するには費用がかかりますか？

A：登録の費用はかかりません。

Q：取扱店申込みに際し対象店舗の条件として、「新北海道スタイル」安心宣言の実践に取り組む事業者とありますが、「新北海道スタイル」安心宣言とは、どのようなことですか？

A：北海道では、「新北海道スタイル」安心宣言として、事業者の皆様に取り組んでいただきたい、次の7つのポイントを示しています。

- ① スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組むこと。
- ② スタッフの健康管理を徹底すること。
- ③ 施設内の定期的な換気を行うこと。
- ④ 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行うこと。
- ⑤ 人と人との接触機会を減らすことに取り組むこと。
- ⑥ お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけること。
- ⑦ お店の取り組みをお客様に積極的にお知らせすること。

これに加えて、「北海道コロナ通知システムの導入」及び QR コードの掲示
に取組み、お客様に安心して利用していただけるようご協力ください。

Q：取扱店登録申込み後はどのように登録されるのですか？

A：「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」にて資格審査を行い、承認
後、取扱店登録証やポスター・ステッカー、売上集計票等を送付します。

Q：取扱店の表示をするステッカーについて、店舗が広い（または、形状が複雑）
ので複数枚もらえるのですか？

A：当初にお渡しする枚数を超えて必要となる場合については、「おたるプレミ
アム付商品券事務処理センター」（TEL24-1589）までお問合せください。

Q：登録申込みに際し店長名で申込みできますか。

A：会社代表者で申込みすることが困難な場合については、店長等で申込みする
ことは可能です。

Q：申請書下部に記載する代表者欄への押印は必要ですか。

A：自署する場合は不要ですが、ゴム印等の場合は押印してください。

Q：申請書の「換金口座名義」はどの銀行でも構いませんか。

A：構いません。ただし、「口座確認書」の記載と同一の名義としてください。

Q：登録情報が変更になった場合、どうしたらよいでしょうか？

A：諸届用紙をお送りいたしますので、「おたるプレミアム付商品券事務処理セ
ンター」（TEL24-1589）まで連絡ください。

3. プレミアム付商品券の換金について

Q：換金申請手続について教えてください。

A：換金申請手続は、おたるプレミアム付商品券事務処理センター（（株）ニッセンレンエスコート小樽支店内）で受け付けます。郵送または持参の方法が可能です。

郵送の場合は事故防止のため、必ず郵便局窓口から簡易書留で送付してください。なお、事務処理センター宛返送専用封筒（簡易書留）で郵送の場合には、郵送料はかかりません。

Q：換金申請できる期間に定めはありますか？

A：換金申請期間は、令和4年7月1日（金）～令和4年11月15日（火）（土日・祝日を除く）までになります。

なお、換金申請期間を過ぎての換金には応じられませんので、ご注意ください。

Q：換金申請するプレミアム付商品券の枚数に上限等がありますか？

A：1回に換金申請できる商品券の枚数に上限はありません。なお、換金方法は郵送または持参となりますが、郵送に際して、枚数が多く、封筒に入らないなどの場合には、訪問による回収も行いますので、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」（0134-24-1589）までご連絡ください。

Q：換金申請できる回数に上限はありますか？

A：換金申請期間中、12回まで申請が可能です。12回までの範囲内で、取扱店の皆様の状況に応じて申請していただいて構いません。

Q：各締日は消印有効ですか？

A：各締日までに「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」（(株) ニッセンレンエスコート小樽支店内）必着となります。到着が各締日を超えた場合は次の締日分となります。

なお、最終締日での申請の場合は令和4年11月15日（火）必着となるようご提出ください。

Q：換金手続きには、社長や店長でなければできませんか？

A：換金申請手続きは、経営者・店長等でなくても構いませんが、問い合わせに対応できる方としてください。問い合わせに対応できない場合は、その日の換金申請を受け付けできない場合もありますので、ご協力をお願いいたします。

Q：持参で換金申請を行う場合、必要なものは何ですか？

A：おたるプレミアム付商品券事務処理センターに次のものをお持ちになり、換金手続きを行ってください。

- ① 使用済み商品券（裏面に住所・事業所名（手書き又はゴム印）を記載し、地域応援券・市内共通券ごとに集計し、枚数を確認）
- ② 売上集計票（3枚とも切り離さずにお持ちください）
- ③ 商品券専用封筒（商品券郵送用の封筒）

Q：郵送で換金申請を行う場合、必要なものは何ですか？

A：以下のものを、おたるプレミアム付商品券事務処理センターに郵送してください。

- ① 使用済み商品券（裏面に住所・事業所名（手書き又はゴム印）を記載し、地域応援券・市内共通券ごとに集計し、枚数を確認）
- ② 売上集計票
 - ・1枚目：取扱事業所控を切り離し（控えとして保管）

- ・2枚目、3枚目を「商品券提出用専用封筒」に同封し、①使用済み商品券とともに、郵便局窓口から簡易書留扱いにより郵送してください。

Q：プレミアム付商品券の換金手続きをすると、どのくらいの期間で指定口座への入金となりますか。

A：各締日から5営業日程度で指定口座に入金いたします。なお、通帳には、「オタルショウヒンケンカンキン」と印字されます。

Q：換金手数料は必要ですか？

A：必要ありません。

Q：換金する際に使用済み商品券はどのような形で持っていけばいいですか。

A：使用済み商品券は事務処理上、接着剤やホッチキス等で綴り合せしないで、1枚ずつ離れた状態でお持ちください。また、地域応援券・市内共通券の種類ごとに集計もお願いします。

Q：換金申請金融機関の窓口で現金で換金してもらうことはできませんか？

A：登録した口座への振込みのみとなります。

4. その他

Q：市内で複数店舗を営業している場合、登録申請、換金を代表店がとりまとめて、行っていいですか？

A：登録については、店舗ごとに申請してください。換金については、とりまとめることは可能ですが、商品券裏面の取扱店欄の住所・事業所名はそれぞれ使用された店舗ごとに記載してください。

Q：使用期限を過ぎた商品券を受け取った場合の扱いはどうなりますか？

A：使用期限を過ぎた商品券は使用できません。商品券の使用期限は、令和4年10月31日（月）までとなっておりますので、ご注意ください。